

広島県告示第千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

府中市木野山町字戸羽山黒山北平一〇一四八、一〇一四九の一、字戸羽山鬼山谷一〇一五〇の一、一〇二五二の一、一〇二五三、一〇一五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。)